

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第9回 松阪市環境保全審議会
2. 開 催 日 時	平成22年 2月3日(水) 午後15時40分~午後17時00分
3. 開 催 場 所	松阪市役所第3、第4委員会室
4. 出席者氏名	(委 員) 朴恵淑、 富田靖男、市川雄二、小野要吉、 葛山博次、小山利郎、辻宣夫、西川博明、橋本昭彦、 長谷川靖、松岡正道、森勝之、矢尾板俊平 ( 会 長 副会長)  (事務局) 三田環境課長、村田環境保全担当主幹、奥、杉田
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	10名
7. 担 当	松阪市環境部環境課環境保全係 TEL 0598-53-4067 FAX 0598-26-4322 e-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp

議事録は別紙の通り

日時 平成22年2月3日(水) 15時40分～17時00分

場所 松阪市役所第3、第4委員会室

概要 1. 開会  
2. 議事  
クリーンエネルギーファクトリー株式会社の計画について  
3. その他  
4. 閉会

出席者 17名(傍聴者10名)

委員 13名

朴恵淑、富田靖男、市川雄二、小野要吉、葛山博次、小山利郎、辻宣夫、西川博明、  
橋本昭彦、長谷川靖、松岡正道、森勝之、矢尾板俊平

事務局 4名

三田環境課長、村田環境保全担当主幹、奥、杉田

事業者 クリーンエネルギーファクトリー株式会社(以下、CEFとする。)

#### 審議内容

会長：皆さん、大変忙しい中お集まり頂きましてありがとうございます。

今日の議事は1つになっておりまして、クリーンエネルギーファクトリー株式会社の計画についてです。まず事業者から資料についての説明を頂き、その後委員の皆さんからご質問やコメントを頂きたいと思いますのでご協力よろしくお願いします。

議事 クリーンエネルギーファクトリー株式会社の計画について

議事について、CEFより資料説明がなされる。

会長：ありがとうございました。クリーンエネルギーさんからの説明は前回審議会で出された委員からの質問に対する事業者の見解、回答という形式になっていましたが、今のお話についてご質問やコメントがあればよろしくお願いします。また、準備書段階ですのでこれ以外にも皆さんから何かあればよろしくお願いします。

委員：搬入路が辻原からに変わりましたが、あそこもかなりの急傾斜になっています。道をつけられた後、今5メートルという説明もありましたが、あとの処理をどうされるのでしょうか？拡張した後、元通りな道にされるのか、そこらへんはどうでしょうか？

CEF：それにつきましては地元説明会の際にもそのような内容のご意見がありました。民有林

については拡幅後残してほしいというご要望を頂いております。林道ということで市の管理の部分については市との協議になっていくと思います。国有林の中につきましては三重森林管理署と協議し、残すということは可能でしょうかという説明、要望を申し上げております。回答についてはまだで、具体的な段階になったら回答頂けるということです。地元の方から残してほしいとの要望がきていることは伝えてあります。現時点では残せるよう努力していきますと回答させていただきます。

委員：濁水のこと、資料6 - 17ですね。花崗岩で非常に沈降特性が良いので予測結果にも表れています。適切な仮設の沈砂池さえ設ければうまく濁水が防げるかなと。大丈夫だとの見通しがあるのでそれについては良かったと思います。予測結果については環境基準と丁寧と比較して大丈夫とのことですが、このアセスには水道水源の保護という役割もあります。環境基準の中に水道2級、3級といった基準があったかと思いますが、それについての記述をすることで利水の目的である水道水源の水質も大丈夫なんだと理解できるかと思います。その記述だけお願いします。実質的な措置としては問題ないということでありたいと思っています。

CEF：そのようにいたします。

委員：私の知る限りでは飲む水の方は色々な基準がありますが、水源の水質については処理方式によってだいぶ変わってくるので環境基準を適用するしかないのかなと思いますので、そのへんの記述をぜひお願いします。

会長：ありがとうございます。他にありますか？

委員：表1 - 4 - 1、意見9の回答の中で、高利用域が繋がっていないのがおかしいのではないかと意見がありましたが、繋がってなくても大丈夫というのは理解したんですが、高利用域から高利用域へ行く線、これについては飛翔図としてはもちろん表していますよね？経路が一番重要になってきますので。

CEF：掴んでおります。

委員：経路が一番重要なのはもし高利用域と営巣域の間に入ってしまったら困るということもありますので。それから確認になりますが、鳥についてはクマタカやらサシバやら色々な問題点が挙がっています。特にそこに住むクマタカが中心になるとは思いますが。どういう時期にどれくらい調査をしたら良いかなど、その調査方法の根拠となる資料はどのようなものを使われていますか？

CEF：基本的には猛禽類保護の進め方という文献です。

委員：これは最低の基準であって、領域を増やすとかそういう話も出ていますので。これを基準としてもらえれば少しは安心かなと思います。

CEF：この他にダム建設時の文献など、基本的にそのへんを網羅し、踏襲して調査を実施しております。

委員：クマタカはご存知のように毎年やるのではなく、2年おきとか3年おきとかに営巣する、今年しなくても来年するとか、そういう習性もありますのでそういった面で1年間では調査が足りない。前回の資料を見せて頂いて、これから営巣の場所も確認される予定ですが、1年だけでは足りないというのはよくご存知だと思いますのでよろしくお願いします。

それから、冬の幼鳥の飛翔状況についても当然確認されるかと思いますが、それについて

もよろしくをお願いします。

委員：環境部で作成した2社の配置図ですが、これは何に基づいて作成されたものなんですか？  
ジャネックスさんが先行していますが途中で変わっているという話もありましたので。これは座標に基づいて入れられたものなんですか？

事務局：座標ではなく、頂いた現時点での一番新しい図面を写しただけのものです。

委員：というと準備書段階ですね。

事務局：そうです。

委員：写されたということはすでに重なっていることが準備書段階で分かっていたということですが、変わった経緯はあるにしろ、去年の12月の段階でジャネックスの配置が分かっているのがどうも納得し難いですね。ジャネックスも変わっているということですが、変わった最終地点からまだそこへ向けて重なっているわけですので。

CEF：まず、我々の配置変更につきましては2回行っております。我々が把握している中でのジャネックス社においては、第2回目の審議会でジャネックスさんの開発面積の資料を見たら、1基を除いて全て保安林、国有林側での開発とのことでした。したがって白猪山北側での開発と思い、また前市長との協議の中でも分かっているということでしたので、我々のほうで重複していたという考えはございません。

委員：環境部の方でまとめて頂けるとありがたいですが、ジャネックスが補助金申請した資料の緯度経度、それをここに書き写して頂けると見やすいと思います。

CEF：弊社の方で頂いたジャネックスさんの緯度経度を落とし込んだ図面は用意しております。どこまで信憑性があるのかという疑問が残ることもあって、提出は差し控えておりました。先般10月27日に松阪市に色分けをして提出させて頂いた経緯はあります。用意して提出してほしいというのであれば出すことはできます。

会長：そうですか。それなら提出して頂けますか？事務局は10月の時点でその資料を委員会には出さなかったの？

事務局：10月27日の資料に関しましては中身が「市の方で調整して」「ジャネックスの放棄」といった表記があり、市では調整できないということで一旦お戻しさせて頂いた資料なんです。これにつきましてはまた再度提出がありましたので、それについては受け取って調整できませんという回答をしようと思っているところでございます。

会長：ご存知だと思うのですが、審議会の責任と権限という部分に関しては、私たちとしてはA社B社という方法書から評価書というプロセスにおいては出されたものに関して専門的な立場できちんとした審査をしていくということです。そこから今の科学的な知見から見た時に出された提案が今のところで大きな問題がないだろうと判断した時には、評価書を経て答申を出すこととなりますね。その答申に対して最終的な判断は市当局に委ねられます。これこそ事業者の社会的責任ということで、出されたものが最終的に評価書である以上、評価書で出されたものを勝手に改変することはできません。もしそうした場合には再び一から議論をしなくてはなりません。

正直に申し上げますと、昨日の段階でA社に関して評価書までの審議としては終わりました。これ以上17基に関する部分に関して住民の安全安心を脅かすものであるとか、地域に災害をもたらすということが分かった時にはどういう改変があるのか分かりませんが、そう

いった以外の場合に勝手に変えることはこの審議会の責任をもってできないことだと思っております。そういう時こそ調整が必要なのか、再議論が必要なのか、そういう判断はまた市がされることとなりますが、今のところA社に対する審議は終わっております。だからB社の立場としては早かれ遅かれ、私たちとしてはA社B社全く別の形での審議をしているわけですが、それは地域住民にとって安心安全をどこまで担保するのか、災害に関するもの、例えばこれが10年確率なのか50年確率なのか、あるいは風車の耐久年数を考えたところでの年数なのか、それは分かりません。しかし、今のところ最大限のところまで風車が建設されたことによって生存権が脅かされると分かったら私たちとしては措置を取る必要があるんですね。A社については、そういう部分はないだろうということで昨日審議を終えました。B社については出されたものについて審議をしているところです。10月下旬、それ以降かもしれないがB社の審議に参考になるのであれば出して頂く必要もあるのかなと思いますので、出して下さい。

委員：両方のきちとした座標での位置を知りたいと思うので提出をお願いします。

CEF：分かりました。

会長：さて、この審議会には地域住民の意向を反映できる立場の委員もおられます。NEDOも開発においては地元の合意形成の重要性を示しています。9つの自治区のうち、8つの自治区からは合意形成ができていくということですが、1つについてはまだという話がありました。この部分についてのこの先の対応は何か考えておられますか？委員の方におかれましてはこのことについてご質問やコメントがあればお願いしたいと思います。

CEF：下仁柿、横野、深野、大石が対象区域となってまいります。下仁柿、横野、大石については同意を頂いております。深野地区につきましては8つある自治会で反対、保留している自治会もあり、ご理解を頂く必要があると考えております。したがって、まずは第一に深野地区の同意というのが必要ですし、それがなければこの風力発電事業は成り立たないものだと考えております。また同時に、地権者様の意向も大切だと考えておまして、松阪市さん以外の地権者の方々には実印入りの同意書を頂いております。必要であればさらなる説明もしていきたいと思っております。

委員：さしつかえなければ...反対意見の反対理由とは主にどういうものですか？

CEF：漠然と事業そのものに反対という意見ですね。

委員：分かりました。

会長：この準備書について、特別な注文が何もなければ評価書段階に進むこととなりますが...

委員：意見ですが、2社となれば範囲が増えるので当然影響範囲も大きくなります。調査するにあたっては範囲を増やして2社広がった時の影響も含めて考慮してもらう必要があるのでは？

CEF：仰る通り、その懸念については理解しております。事業として2つの事業者がいる中で、本当に2社であるのかということもありまして、松阪市に調整をお願いしているところではあります。今頂いたご意見を踏まえて必要ならばやっていくのは当然ですし、ただ、2つのことを考えた時に2社でお互いに調査をやっていくのか、弊社が全てやるのかという点につきましては今ここで申し上げることはできませんが、何らかの形で検討していく必要があつて非常に大切なご意見だと思っております。

委員：前回、植物関係で意見を出させて頂き、その内容については今回丁寧に資料を整理して頂いた。これで完成したものと私は思っています。ただ、今は準備書段階で言うことではないのかもしれませんが、現況調査で出たものについて、評価書の中で工事中、供用後の保全措置についてどう維持管理していくのか、次の段階までに充分考えてほしい。現況調査の中では明らかではないのかもしれませんが、地形から判断して予想外のつぶれ地、崩壊地による予想以上の自然破壊があるのかないのか、十分に予測して評価書に整理してほしいと思います。前もってお願いしたいと思います。

会長：ありがとうございました。準備書に関する審議は大きな問題はないということなので、これで終わらせて頂きます。次は評価書段階ということで継続して審議を続けていきますので準備をよろしくお願いします。

以上